#  湖西線地域サポーター支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会会長（以下「会長」という。）は、沿線地域の団体等が湖西線の利用促進を主たる目的として取り組む事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象団体等）

第２条　補助金の交付対象となる団体および事業は、別表１のとおりとする。

（補助対象経費等）

第３条　補助金の対象となる経費、補助率および補助金の限度額は、別表２のとおりとする。

（企画提案）

第４条　補助金交付対象団体が、補助金の申請をしようとする場合は、あらかじめ事業内容を記載した企画提案書を会長に提出し、審査を受けなければならない。

２　企画提案および審査に関する事項は、会長が別に定める。

（交付申請および添付書類）

第５条　補助金交付対象団体が、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

（１）補助金交付申請書（様式第１号）

　（２）事業計画書（様式第２号）

　（３）収支予算書（様式第３号）

　（４）その他会長が必要と認める書類

２　会長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。なお、会長が必要と認めるときは構成団体と協議を行い承認することができる。

（事業の変更）

第６条　補助金の交付決定通知を受けた場合であって、事業の計画を変更もしくは中止し、または廃止しようとするときは、会長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。

２　会長は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、または条件を付けることができる。

（実績報告）

第７条　補助金交付対象団体が補助事業を完了したときは、事業が完了した日から１か月以内に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

　（１）補助金実績報告書（兼　交付請求書）（様式第４号）

（２）事業実績書（様式第５号）

　（３）収支決算書（様式第６号）

　（４）その他会長が必要と認める書類

２　会長は、前項の規定による実績報告書を受理したときは、事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金の額の確定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　この補助金は、精算払いにより交付するものとし、前条の額の確定があった場合においては、前条第１項に規定する補助金実績報告書（兼　交付請求書）をもって提出があったものとみなす。

（関係書類の備え付け）

第９条　事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第１０条　会長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部もしくは一部を取消し、返還を命ずることができる。

1. 本規定に違反したとき
2. 補助金の交付決定の条件に違反したとき

（３）　補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付　則

　この要綱は、令和７年７月28日から施行し、令和７年度分の補助金に適用する。

別表１（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助金交付対象者 | 補助金交付対象事業 |
| （１） | 民間企業・任意団体・個人等（法人格の有無は問わない）であり、湖西線サポーターズクラブ会員に入会していること。 | 湖西線の利用促進・利便性向上を主たる目的とし、湖西線の活性化に直接的に効果が認められる事業 |
| （２） | 湖西線の利用促進・利便性向上が主たる目的ではないが、湖西線沿線の活性化につながり、湖西線の利用促進・利便性向上に効果が認められる事業 |

※事業（２）の対象となるには、湖西線の利用促進・利便性向上の効果を得るための方策や工夫がなされていることが条件

別表２（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の限度額 |
| （１） | 別表１（１）の補助金交付対象事業における必要と認める経費 | ８/１０以内 | １００千円　 |
| （２） | 別表１（２）の補助金交付対象事業における必要と認める経費 | ５/１０以内 | ５０千円 |

様式第１号（第５条関係）

 　　年　　月　　日

　湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会

　　会長　三日月　大造　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

所在地

申請責任者

担当者

電話番号

FAX番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

湖西線地域サポーター支援事業費補助金交付申請書

　　年度において、湖西線地域サポーター支援事業について、標記補助金　　　　　　円を交付されるよう、標記補助金交付要綱第５条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

　関係書類

　　１　事業計画書

　　　　　様式第２号のとおり

　　２　収支予算書

　　　　　様式第３号のとおり

様式第２号（第５条関係）

　　　年度湖西線地域サポーター支援事業費補助金事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
|  事　業　の　名　称 |  |
|  事　業　の　目　的 |  |
|  事　業　実　施　日 |  |
|  事　業　内　容 |  |
|  事　業　費 | 事業費 円  補助金　 円 その他 円 |
|  備　　　考 |  |

※事業内容の詳細については、参考資料の添付を願います。

様式第３号（第５条関係）

収　支　予　算　書

１　収入の部

 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 予　　　算　　　額 | 摘　　　　要 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　支出の部

 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 予　　　算　　　額 | 摘　　　　要 |
|  |  |  |
|  計 |  |  |

様式第４号（第７条関係）

 　　年　　月　　日

湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会

　　会長　三日月　大造　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

所在地

申請責任者

担当者

電話番号

FAX番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

湖西線地域サポーター支援事業費補助金実績報告書（兼　交付請求書）

　　　　　年　月　　日付け湖西協第　号で標記補助金の交付決定の通知があった湖西線地域サポーター支援事業について、標記補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次の関係書類を添えて報告・申請します。

記

金　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先 |  |
| 銀行・支店名　 |  |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 ・ その他  |
| 口座番号 |  |
| (ふりがな)口座名義 |  |

　関係書類

　　１　事業実績書

　　　　　様式第５号のとおり

　２　収支決算書

　　　　　様式第６号のとおり

様式第５号（第７条関係）

　　　　年度湖西線地域サポーター支援事業費補助金事業実績書

|  |  |
| --- | --- |
|  事　業　の　名　称 |  |
|  事　業　の　目　的 |  |
|  事　業　実　施　日 |  |
|  事　業　内　容 |  |
| 事　業　成　果 |  |
|  事　業　費 | 事業費 円  補助金 円 その他 円 |
|  備　　　考 |  |

※事業内容の詳細については、参考資料（成果物、開催写真等）を添付願います。

様式第６号（第７条関係）

収　支　決　算　書

１　収入の部

 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 予　算　額 | 精　算　額 | 差引増減額 | 摘　　　　要 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 予　算　額 | 精　算　額 | 差引増減額 | 摘　　　　要 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

※支出の詳細については、支出証拠書類（支出一覧表、領収書写し等）を添付願います。